

## 第8期 雲南市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和6年4月23日（火） 13:00～13:43

2. 場 所 市役所3階、301会議室

3. 出席委員（19名） ※日程第2の諸報告から参加 1名

4. 欠席委員（0名）

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第73号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 0名

## 8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第10回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により17番委員、2番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届の受理について</li> <li>・災害復旧のための公共工事の施工に伴う農地転用に係る工期変更届出書の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>説明が終わりました。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号を告げられてから発言をお願いします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、議第73号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第73号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。別添の地図は1ページからご覧ください。今回は5件あります。 申請番号1番から4番、〇〇町〇〇、地目は田4筆で関係者は1名、合計面積は1,887㎡です。令和6年4月4日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。 申請番号5番、〇〇町〇〇で地目は畑1筆で、関係者は1名、合計面積は1,247㎡です。令和6年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。面積は田1,887㎡、畑1,247㎡、合計3,134㎡です。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第73号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第73号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。 (異義無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第73号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第74号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第74号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書12ページをご覧ください。図面資料は4ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は767㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家とともに申請地を譲り受けということです。譲受人は現在県外に住んでおられますが、実家が申請地の近くにあり、譲受人の夫が頻繁にその実家を訪れ農作業を手伝っており、申請地を耕作する際は親の指導を受けたり、実家の機械を借りたりしてやっていたとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は234㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は譲受人の要望により譲り渡す。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行うということです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、以前から譲受人が耕作しています。この度、別の隣接する土地とともに譲り受けることになり、所有権取得後も変わらず耕作していくとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は387㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は耕作が困難であるため親戚に譲り渡す。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行うということです。申請地は既に譲受人が耕作しているため、所有権取得後も何ら変わりありません。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>面積は158㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は譲受人の要望により譲り渡す。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行うということです。申請地は譲受人の自宅に隣接する農地です。周辺農地で耕作をしており、申請地でも同様に野菜作りをするとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>9番です。申請番号1番の空き家付き農地の取得について、聞き取り調査を行っておりますので、説明させていただきます。農地を取得した理由及び何を栽培するかですが、実家が近くでありまして、定年退職後は実家に夫婦で帰って住む予定としている。実家の親も高齢になり農地の耕作もかなり難しくなっており、手伝うために農地付きの空き家住宅を購入し農作業を行う。農機具等は実家のものを借りて手伝いと研修をして耕作をしていくということです。作物は水稲ということになります。農機具に関しては必要に応じたものは実家から借りてやる。現時点で農作業について不安なものは無いわけではないが、実家の農地の耕作を手伝うということで、農業のノウハウを習得できるということで大丈夫かなと思います。栽培は水稲栽培で自家消費のみを予定しているということです。将来の展望としては、現在の農地を使用して現状維持していくということです。この申請地は農業法人で利用権設定を現在設定契約中でございます。つきまして、契約終了後夫婦で一緒に耕作するという状況になります。ですので、しばらくの間は実家の農業を手伝うという風な形で住まわれるということです。</p> <p>以上です。</p> <p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、議第74号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第74号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第74号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	
9 番	
議 長	
9 番	
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
<p data-bbox="199 174 288 203">議 長</p> <p data-bbox="199 271 288 300">事務局</p>	<p data-bbox="336 174 1465 253">次に、議第75号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p data-bbox="336 271 1465 400">議案書14ページ、議第75号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書15ページと図面の15ページからご覧ください。</p> <p data-bbox="336 418 1465 784">申請番号1番、図面は16ページからです。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は466㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合、に該当しないため代替性なしであると考えます。</p> <p data-bbox="336 801 1465 1019">申請番号2番、図面は19ページからです。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は592㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p data-bbox="336 1037 1465 1305">申請番号3番、図面は22ページからです。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は312㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。</p> <p data-bbox="336 1323 1465 1973">申請番号4番、図面は25ページからです。〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は516㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。申請人は議案書のとおりで、転用目的は残土処理場です。転用理由ですが申請地を賃貸借し、残土処理を行うもので、処理完了後には農地として復旧するとのことです。また、こちらの申請地を含む残土処理場の計画面積ですが、全体で33,372㎡、土砂量36万㎡となっています。土地代、確認委員は議案書のとおりです。なお、農用地区域内のため、農地区分は農用地区域内の農地となり、許可後3年間の一時転用として許可するものです。許可条項は農地法施行令第4条第1項第1号に規定する、申請に係る農地を仮設工作物3年以内の一時的な利用に供するために行うもの、に該当し事業期間完了後、引き続き耕作に供されるものと考えます。この申請番号4番については、事業計画面積が3,000㎡以上であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
<p data-bbox="199 1995 288 2024">議 長</p>	<p data-bbox="336 1995 1465 2074">ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
1 2 番 議 長	はい。 はい、どうぞ。
1 2 番  議 長	1 2 番です。申請番号 4 番の現地確認及び聞き取りの確認を行いましたのでご報告いたします。この事業は公共事業並びに民間事業からの残土の受入れが必要となったため申請されるものです。特にこの地権者の方ですけれども、転用完了後は畑としてまた再度耕作する意欲を持っていらっしゃると思いますので、その点条件も良くなることから許可の程よろしくお願いします。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第 7 5 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
1 5 番 議 長	はい。 はい、どうぞ。
1 5 番	1 5 番です。受付番号 2 番は無償移転ということですがけれども、譲渡人と譲受人の間の血縁関係とかそういったことがあつてのことでしょうか。
3 番 議 長	はい。 はい、どうぞ。
3 番	3 番です。私が確認しましたが、親子です。
1 5 番 議 長	わかりました。ありがとうございます。 他に質疑はありませんか。
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 7 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 7 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第 7 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 7 ページ、議第 7 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書 1 8 ページをご覧ください。今回は設定件数 6 5 件となっています。うち転貸は 5 件です。内訳は〇〇町 1 2 件、〇〇町 1 2 件、〇〇町 3 1 件、〇〇町 6 件、〇〇町 4 件です。また、借り受け戸数は 1 7 戸となっております。なお 2 7 ページ目からは、一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、の要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、恒例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で13時40分まで暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、〇〇町からお願いします。</p>
1 番	<p>1 番です。〇〇町の案件番号1番から12番までの12件ですが、いずれも再設定でございますし、設定を受けられる方がいずれも頑張って耕作されている方であるということで、いずれも妥当と判断いたしましたので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
8 番	<p>8 番です。23ページの利用権設定につきましては、再設定が1件、新規が1件でございますが、新規のこの方は他でも借りてやっておられます。両方とも問題ないと考えます。また、27ページからの一括方式の23番から31番につきましては、すべて新規でございますが農業法人でございますので、これも問題ないと判断いたします。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
1 3 番	<p>13番です。〇〇町の報告をいたします。利用権設定の方で申請番号15番、16番は再設定で、受けられる方も実績のある方なので妥当と判断いたしました。続いて、一括方式30ページからの申請番号32から43までは再設定ということで、設定を受けられる方も法人ということで妥当と判断いたします。それから、申請番号44から58まで、こちらが新規ですけれど、受けられる方が認定農業者の方でございます。こちらも妥当と判断いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
5 番	<p>5番です。24ページと25ページですが、17番から20番です。再設定につきましては、今までこちらの方でされておりますので、何ら問題ないと思っております。また、新規の方ですけれども、再設定の方と同じですので問題ないと判断いたしました。あと一括の方で最後のページ39ページの方にありますけれども、受けられる方も農業法人でありますし、設定される方も手伝いに出ておられる方でありまして、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 6 番	<p>16番です。26ページの21番と22番については再設定ですので問題ないと判断いたします。それから最後のページの一括方式の60番ですけれども、受け手の方も農業に意欲的な方で、新しくパイプハウスを買って農業をするということですので、問題ないと判断しております。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第76号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第76号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(13:43終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_